
つながろう、心で 広げよう、笑顔の助け合い！

「地域助け合い基金」で コロナ禍を乗り越えて共生社会へ

【助成応募要領】

2020.5.18版

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちは当たり前にあった人と人との交流を遮断することが求められました。支援が必要な方の地域における孤立はさらに深刻となり、これまでも増して助け合い活動が必要という声が全国で挙がっています。こうした状況に様々な工夫で応え、その助け合いを今後につなげて、さらに発展させていくことは明るい未来を拓くために決定的に重要であると考えています。

そのため、必要な資金を全国からのご寄付として募り、助け合い活動を行う皆様へお渡しする助成を行います。ぜひご応募をお待ちしております。

1. 基金の原資

全国から寄せられるご寄付及びさわやか福祉財団独自資金

2. 助成の期間と助成の総額

2020年5月18日から常時実施。寄付は時期を問わず、配分は随時行います。

- ・助成できる総額は、応募いただく時点での基金の総額（残額）となります。
- ・お寄せいただいたご寄付を含む基金額は当財団ホームページで常時公開します。
- ・応募が基金の額を上回った場合は、応募の内容を当財団ホームページでご紹介しながら基金へのご寄付を募り、基金額が応募額に達した段階で、配分を始めます。

3. 助成の対象活動と配分額等

地域で暮らす人同士の助け合い活動（つながりづくりを目的とした居場所・通いの場を含む）を対象とします。

- ・活動の分野は、高齢者、子ども、認知症、障がい、生活困窮の方々、外国人、ケア家族の支援他、特定分野の制限はありません。ただし、日本国内の活動に限ります。
- ・1団体で以下に記載する複数の活動をまとめて、あるいはその都度申請することが可能です。活動を進めるために必要な、人、モノ、場所などにかかる費用を支援します。

◎コロナ禍対応助成（当分の間、優先配分）

I コロナ禍により被った助け合い活動の被害額の支援（活動関係者が自ら補填する額）

- ・活動を引き続き実施または継続を予定する場合とします。
- ・2020年2月1日に遡った申請が可能です。

上限の目安 20万円

- Ⅱ コロナ禍により生じた生活上の不便・不安を解消するための助け合い活動
- ・申請時から概ね1か月以内に実施する取り組み（準備でも可）
- 上限 10万円

◎共生社会推進助成

- Ⅲ 地域の助け合いを維持・発展する活動（新たに団体を設立する場合、または新たに活動を広げる場合等）
- ・申請時から概ね6か月以内に実施する取り組み（準備でも可）
- 上限 15万円

4. 助成の対象団体（グループを含みます）

- ・非営利の組織であること。法人格の有無は問いません。
- ・自治会・町内会、地域の住民グループ等、個人の活動以外申請できます。

5. 対象となる費用

- ・活動を進めるための費用であれば特に費目の制限はありません。応募の内容に合わせて、申込書に具体的に記してください。
- ・ただし、他の助成金や補助金等を受領し、使途が重複している場合は対象外となります。

6. 応募方法

(1) ご提出いただく書類

①申込書

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

(推薦について)

当該自治体の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体（第1層・第2層いずれも可）(*)から推薦が得られる場合は、申込書の当該欄に、推薦者のお名前及びご連絡先等をご記入ください。

推薦がなくてもご応募いただけます。

②添付資料

応募団体の活動状況を知りたいため、次のような資料で既存のものがあればその写しを、ない場合は使用しているチラシなど団体の活動の内容や収支の状況が何らかわかるものをご提出ください。

- ・定款または会則、活動趣意書
- ・当期の事業計画書と収支予算書
- ・作成した直近年度の事業報告書と計算書類

③誓約書

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

(*) 生活支援コーディネーターと協議体

地域で住民の助け合いを広げる推進役。2015年度から国の仕組みとしてスタートし、全国の市区町村で選任・設置することとされています。「第1層」は市区町村全域（政令市の場合、多くは行政区）、「第2層」は日常生活圏域等、より身近な圏域に分けて、各生活支援コーディネーターが協議体と協力して地域につながりづくりや助け合い活動を働きかけています。

(2) 応募方法

①メール

- ・「添付書類」はPDF形式のファイルでご送付ください。
- ・題名は「基金応募・団体名〇〇〇〇」としてください。

②郵送

- ・郵送申請をご希望の場合は、必ず事前にその旨を電話でご連絡ください。
- ・封筒表面に「基金応募」とご記入ください。

※当財団ホームページから直接入力して申請できる方法を準備中です。可能になり次第、ホームページでお知らせいたします。

(3) 応募書類の送付先

(1) に記載の必要書類①②③を、以下の方法で当財団までご送付ください。

【メール送付先】

公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金窓口」

E-mail : tasukeai-kikin@sawayakazaidan.or.jp

【郵送送付先】

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階

公益財団法人さわやか福祉財団「地域助け合い基金窓口」

7. 助成の決定

まず当分の間、「コロナ禍対応助成」を優先して決定します。

- ・応募書類が届き次第、順次審査のうえ、当財団の選考委員会で決定します。
- ・採否の結果は応募団体にメールで通知します（郵送申請の場合のみ郵送にて通知）。
- ・配分を決定した団体は、併せて当財団ホームページでもご紹介します。
- ・決定後は、速やかに指定された取引口座に決定額を振り込みます。

【選考委員会】

当財団の会長、理事長、全国の助け合い活動を推進する地域担当リーダー職員で構成

【選考のポイント】

- ・住民相互の助け合い活動を推進することにより、地域共生社会に資する活動であることを確認させていただきます。
- ・なお、応募書類の内容によっては、さらに確認をさせていただいたり、配分に際して条件を付ける場合があります。

8. 活動の報告等

(1) 活動報告書の提出

当財団ホームページからダウンロードし、必要事項をご記入ください。

配分金を活用して行った取り組みの内容、団体への効果（団体の助け合い活動の発展ぶりなど）をご報告ください。

その際、活動状況がわかる写真と、あればチラシ等もご提出ください。

提出時期：

「コロナ禍対応助成」「共生社会推進助成」

いずれも申請した活動が終了したのち1か月以内

(2) 生活支援コーディネーターへの連絡

助け合いの推進に向けて、諸団体が地域で連携しながら活動を展開することを望んでいます。応募時に生活支援コーディネーター・協議体の推薦を受けなかった団体は、活動報告書の提出時に生活支援コーディネーターとどのように連携できたか、または連携が困難であったかなど、共生して活動するにあたっての状況、連携ぶりなどを併せてご報告ください。

詳しくは、配分決定時に団体にご案内いたします。

9. 情報の公開

(1) 助成活動の地域への広報

配分を受けた取り組みについて、チラシや自団体の発行物、ホームページ、Facebook等SNS、イベントその他、できる方法により積極的な広報をお願いします。

(2) 当財団による紹介

配分団体の概要と配分額は当財団ホームページでご報告します。また、提出いただいた活動報告や写真等も当財団ホームページ他SNS、当財団発行冊子等でご紹介させていただきます。（編集要約する場合がありますことをご了承ください）

10. その他

(1) ご相談窓口

事情により、応募した活動を実施できなくなった、他の助成金からも受領できて重複した、残額が発生した等の場合は、いずれもまずは担当窓口までご連絡ください。

状況を踏まえて、別の助け合い活動に変更するご相談も可能です。

活動に充当されない配分金は、ご返金をお願いいたします。

公益財団法人さわやか福祉財団

「地域助け合い基金」活用ご相談専用電話 TEL: 080-9277-4174

(2) 行政の補助金・助成金による支援の枠組みがあるものは、そちらをご優先ください。

(3) 費用については、お手元で適切に記帳し領収書等も管理保管しておいてください。万一、申請内容に虚偽や不正が判明した場合は、助成を取り消し、全額ご返金をいただきます。

(4) 提出いただいた申請関係書類・報告書等一式はご返却いたしません。

(5) 申請・報告等にかかる費用は、申請団体の負担となります。

(6) 配分金の振り込み口座は、応募団体と同じ名義のものをご用意ください。

法人格のないグループ等の場合は、代表者のお名前と同じ名義の口座をご指定ください。

【総合お問い合わせ】

公益財団法人さわやか福祉財団

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 7階

電話 03(5470)7751 FAX 03(5470)7755

E-mail : mail@sawayakazaidan.or.jp (応募書類の送付先アドレスとは異なりますのでご注意ください)

※当財団は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月7日より事務所を閉鎖中です。

留守番電話対応の場合、お電話でのご連絡は上記「地域助け合い基金」専用携帯番号にて承ります。